

○11番（川瀬 孝代君） 11番、川瀬孝代でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目、子どもの貧困について。

2013年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定され、この法に基づき、国は2014年、教育、生活、経済支援などを進める子どもの貧困対策に関する大綱を決定いたしました。また、各都道府県には、貧困対策についての計画を定めるよう努めるとしています。

ひとり親家庭の就労支援など、対策は進んでいますが、2017年の厚生労働省調査によりますと、経済的に厳しい家庭で育つ17歳以下の子どもの貧困率は13.9%で、子どもの7人に1人が貧困であることがわかり、厳しい現状が続いております。

日本の貧困は餓死というような絶対的貧困ではなく、所得の中央値の半分を下回っている状態の相対的貧困と言われております。相対的貧困は、とても見えづらい、見た目では判断できないことが多く、周りで多くの人が困っているという実感が伝わらないことが多いと言われております。

食生活に関しても低所得の家庭の子どもは朝食を食べない、食べていない、食事のバランスや栄養素の摂取量が少ない、偏った食事となっております。特に学校給食のない休日に差があり、栄養の格差を是正するためには、学校給食の役割がとて重要との研究結果がありました。

子どもの貧困の現状について、東員町としてはどのように認識し、考えているのでしょうか。また、調査や実態を把握されているのでしょうか。地方公共団体に様々な施策を講ずるよう求めています。東員町が現在実施している施策について、どのようでしょうか、お聞きいたします。答弁を求めます。

○議長（島田 正彦君） 水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君） 子どもの貧困について、お答えを申し上げます。

先ほど議員がお話しになりましたように、厚生労働省が3年に一度、大規模調査を行っている基幹統計の一つに国民生活基礎調査というのがありまして、それでは今ご案内のように、平成27年時点で「子どもの貧困率」は13.9%ということで、大変困った状態にあるというふうに思っております。

国では平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、またこの法律により、各都道府県には、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう、努力義務が規定されました。これを受けまして平成28年3月、「三重県子どもの貧困対策計画」が策定をされております。

これも先ほど議員ご案内のように、今、問題になっている子どもの貧困というのは、いわゆる相対的貧困ということで、17歳以下の子どもに占める平均的な生活水準の半分ということでございまして、大変見えにくい、そして実態が把握しにくいということで、こちらの方がもっと問題ではないかというふうに思っております。

しかしながら、こうした問題は社会全体の雇用の不安定化や低賃金での就労の常態化、また、ひとり親家庭の増加など、生活に苦しさを感じる子育て世帯が少なくないことを指し示してい

るものと感じております。

子どもの貧困率の把握は全国統計で行われておりまして、東員町の子どもの貧困率の具体的な数値は、残念ながら把握しておりません。しかし、町といたしましては、児童手当や児童扶養手当の支給、福祉医療費の助成、生活保護や生活困窮者対策、5歳児幼稚園保育料の無償化等、また、就学時には、就学援助制度や町の奨学金給付制度などを実施しておりまして、本当に困っている家庭には、地域や民生委員の協力も得ながら、親身になって相談に乗るようしております。

私といたしましては、この子どもの貧困は、大変大きな社会問題と認識しておりまして、貧困を原因とする栄養不足による発育や発達の遅れ、学力不振や問題行動、家庭での虐待など、子どもにとって多くの弊害をもたらすものだと感じております。

特に大きな問題として、学びたいという意欲を持つ子どもたちが、貧困を理由に進学をあきらめなければならないということが現実にあるということでございます。

私はどのような家庭状況であっても、全ての子どもたちには平等に教育の機会が与えられ、日本の将来に資する人材として社会に羽ばたけるようにすることが、大変行政として重要なことではないかと感じております。

また、子どもの貧困は日本全体の大きな社会問題であり、現在、国が推し進めております教育の無償化についても、本当に子育て世帯の負担が軽くなるようなものとなるよう期待をしているところでございます。

いずれにいたしましても、東員町に暮らす全ての子どもたちが、夢や目標に向かってチャレンジすることをあきらめることなく健やかに育つ環境を、これからも作ってまいりたいと考えております。

教育委員会関係につきましては、教育長から答弁させていただきます。

○議長（島田 正彦君） 岡野教育長。

○教育長（岡野 譲治君） 私からは、教育委員会にかかる内容につきまして、お答えをさせていただきます。

子どもの貧困に関しては、私が教育長を拝命してからの重要課題の一つでありました。就任当時から「経済格差を教育格差にしない、そんな教育を進めていこう」と、校長先生方や教育委員会事務局職員に言い続けてまいりました。もちろん、この貧困問題の解決に関しては、国の施策が大きく影響しておりますが、国の施策を待つだけではなく、今、本町でできることは何かを常に考え、取り組みを進めてまいりました。

子どもたちの貧困問題を考えた場合、川瀬議員がご指摘のとおり、看過できない多くのリスクが内包をしております。これらのリスクは、子どもが「我慢したり、努力すればどうにかなる」という自己責任論では解決できないレベルまで進んでいる全国状況があります。また、貧困に伴う、親の過酷な就労状況や強いストレスは、子どもの発達に計り知れない悪影響を与えていることは間違いありません。

現在、本町ではこの問題に関して、具体的に4つの方向で教育施策を進めております。

第1の方向性は就学援助体制の充実です。

そのために就学援助費の予算を確保する、ここに全力を上げて取り組んでまいりました。2つ目は、就学援助制度の周知と有効活用です。3つ目は就学援助制度の改善、具体的には平成29年度から、対象となる家庭には支給時期を前倒しし、父母負担の軽減を図ってまいりました。4つ目は受給率の変化の把握と活用に取り組んでおります。平成19年度から、ずっと私どもは、その受給率の変化を確認をしております。

第2の方向性は、教育内容の創造と教育条件整備の充実です。

教育内容の創造では、平成25年度から進めている16年一貫教育プランを幼保小中一体となって推進をしております。具体的実践を通して子どもたちの3感（基本的信頼感・自己肯定感・自己有能感）を育み、意欲を高めることを目標にしております。

今、世界の先進国の学力問題を解く最大の鍵は、学ぶ意欲であると言われております。この学ぶ意欲を高めることが、経済的に厳しい家庭の子どもたちだけではなく、全ての子どもたちの低学力リスクからの脱却に繋がると私は考えております。

教育条件整備では、国や県からの少人数加配や町単非常勤講師・学習支援員の配置を進め、きめ細やかな行き届いた教育を進めております。

第3の方向性は、各種データを活用し、現状を把握することであります。

本町では、総合学力調査（IRT）と児童・生徒の学級満足度調査（QU）を実施しております。このIRTは学力の4階層の分析と、それぞれの項目の強み弱みが出てまいります。また、QU調査では、その子の学級でのポジション（満足群に入っているのか、非承認群、侵害行為認知群、不満足群）が明確になります。学校へは学力4階層と就学援助との関係、学級満足度と就学援助との関係の調査をお願いしております。

今のところ、学級満足度には、東員町では大きな相関関係が認められませんが、学力に関しては若干、数年前から差が見られるようになりました。今後も注視しながら分析を進め、教育施策に活用していきたいと考えております。

第4の方向性は、日本独自の仲間作りの推進です。子どもの貧困問題の研究者は異口同音に「子どもの貧困対策で一番大切なことは、学校生活への包摂である」と述べております。このことは、学校において一人一人がメンバーとして認められること、様々な活動に参加すること、小さくてもかけがえのない役割を果たすこと、自己実現できる状態であることという学校生活の状況を作り出すことでもあります。これは、以前から本町の教育が進めてきた仲間作りの目指す姿であります。今後も各校と協働で進めていきたいと思っております。

本町では「経済格差を教育格差にしない」を実現すべく、教育施策を進めておりますが、今、全てがうまくいっているとは言えません。子どもを取り巻く状況は、私どもが進めている教育施策を上回る勢いで悪化しているのではないかと、大変危機感を持っております。しかし私は強い意志を持ち、今後もこの問題に取り組んでいきたいと思っております。

よろしくご理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 川瀬議員。

○11番（川瀬 孝代君） ただいまは町長、そして教育長から答弁をいただきました。

この対策をとっていくという部分が、とても大事かと思います。そういった意味で、支援に必要な家庭に、どうやって支援情報を伝えていくのか、どうやって伝えているのか、そのためにも行政として貧困家庭をどう把握していくのかが大きな課題だと思います。

なかなか先ほどの答弁では調査、そういった部分も把握していくのは難しいということでしたが、やはりもう少し掘り下げて現状を把握していかないと、本当に根底からその子どもたち、そしてまた、その家庭を支援していくことはとても難しいのではないかということを感じます。

そういった意味で、家庭にどうやってこの支援情報を伝えているのか、その点についてお尋ねをいたします。答弁を求めます。

○議長（島田 正彦君） 松下文丈福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

必要な情報を家庭にどのように伝えているかというご質問でございますが、生活困窮や生活保護の情報につきましては、社会福祉協議会、または社会福祉協議会が実施しております心配事相談や、民生委員さんが主に相談を承ってみえます。

そんな中、また直接窓口、うちで言いますと地域福祉課の方になりますが、そちらの方でお話を聞いておるという状況でございます。窓口相談におみえになれば、必要な支援方法についてお伝えさせていただいているということで、議員申されますように、見えにくい部分もございしますが、この辺についてはしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 岡野教育長。

○教育長（岡野 譲治君） 教育関係での就学援助のことなんですけれども、この周知は毎回、時期が来ましたら、それぞれの学校の学校だよりも必ず載せてもらいまして、そしてこういう制度があるというところの周知徹底を図っております。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 川瀬議員。

○11番（川瀬 孝代君） 様々な機関で情報提供をしてもらっているという答弁でしたが、そういった部分で支援情報というのが、現実どこまで伝わっているのかという、そういった部分というのは大変見えにくい、先ほど部長も申されましたが、それはすごく私も感じるところです。

もう1点は、何らかの理由で申請されないケースがあるのではないかとことを思います。そういった意味で、もしあるとすれば、やはり民生委員、児童委員といった地域での見守り、そういった部分、また先ほども何度も説明がありました相談体制、対応、そういうことに本当に努めることが、とても必要だと思います。この何らかの理由で申請されていないケースがあるのかどうか、そしてまた、あるとしたら、それをどのように解決していくのかという部分を

お尋ねしたいと思います。答弁を求めます。

○議長（島田 正彦君） 松下福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

何らかの理由で申請されないケースと言いますと、申請と言いますか、相談があれば、生活困窮やら生活保護の対応はさせていただいております。福祉サービスに繋がっているという状況でございます。

その中で例えば生活保護であれば、ご本人さんが車を所有してみえるとか、そういった方については生活保護の対象にならないというケースもありまして、そういった場合には申請をされないと言いますか、相談されないという場合もあるのかなというふうに思っております。これは様々なケースがございますので、なかなか申請されない理由までは把握しづらい点もありますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（島田 正彦君） 川瀬議員。

○11番（川瀬 孝代君） この何らかの理由で申請されていないケースというのは、本当にその手立てを受ければ何とか軽減できるという、そういう思いがあるけれども、どうしてもそこに踏み込めないといった部分があるのかなのかという、そういった点で質問をさせていただきました。

やはりそういう部分で、ご支援を受けると、様々な部分でお母さん、親御さんとしては、そういうことが周りにわかるのがいやだとか、そういった部分もあるというようなことも伺っております。そういった意味で、何らかの理由で申請されていないケースがあれば、そこをまた何とか支援をしてもらえる、支援を受けれるんですよ、受けた方がいいですよ、これから未来に向かって、子どもと共に生活をしていく部分では、とても重要なんですということを、本当に行政の方からも、しっかり周りからも訴えていただきたい。そういった意味で、今回のこの質問をさせていただきました。

何らかの理由で申請されていないケースというのは現実にあったのかなかったのか、その点について、もう一度お尋ねをいたします。答弁を求めます。

○議長（島田 正彦君） 松下福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

何らかの形で相談できなかったケースがあるかないかということでございますが、実態的には私の方としましては把握してないと言いますか、聞いていないという状況であります。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 岡野教育長。

○教育長（岡野 譲治君） 就学援助のことなんですけれども、私が校長をやった時に、就学援助をぜひ受けた方がいいというふうなお話をさせていただきました。何回も保護者の方とお話をさせていただいて、こういう書類があります、これを持ってきてくださいという形で言ったんですけれども、なかなか提出がされなかったことがあります。その子は中学校になったら給食がありますけれども、給食費の滞納が続いておったものですから、中学校にな

って自分で給食を食べないで、おうちへ帰って食べていたというような状況がありました。

私どもも何とか繰り返しお話をさせてもらったんですけども、それこそ僕らには言えない何かがあって、そして援助の申請さえもされなかったというのは、僕の記憶では2件ほどありました。

以上です。

○議長（島田 正彦君） 川瀬議員。

○11番（川瀬 孝代君） 先ほど教育長から答弁をいただきましたが、現実にあると、私もそういった部分をお話を聞いていることがあります。そこにどうやって、再度あきらめずに、本当に子どもたちのために、どういった部分で調整をしていくのか、そしてそういうチャンスを見逃さずに、生きていくことができるのかという、こういった部分というのは、例えば行政が、そうしたらどうですかと言うと、何か行政という部分が大変壁になって、行政が言うということに対して、一つ素直になれないといった、そういった部分もお話を聞いているとあるかと思います。

だからこそ、やはりサポートをする人、そういう人なんかも必要ではないかなと思います。常日ごろから私は、0歳から18歳までの途切れのない支援ということをお話をさせていただいております。そういった意味でも、生まれた時から、生まれる前から、その子どもがどう育ち、そしてお母さんやお父さん、家族がどうかかわっているのか、そういうところもしっかりと行政が、また違う意味でのサポートをする、そういうものがあれば、早く解決をしていくことができるのではないかと、今回も痛感しております。

そういった意味で、ぜひ把握をしていただきたい。調査、把握が難しいとはおっしゃいますが、そういった意味で、そういうところを求めておきたいと思います。

さてもう1点、お尋ねをいたします。

児童手当、今、就学援助・生活保護など、様々な角度で子育ての部分では計画もあります。支援制度の計画もありますので、そういった意味で、東員町は大変熱心に取り組んでいただいているということは痛感しております。また、評価もしていきたいと思います。

さて、この支援策というのは行政機関の担当が分かれています。各家庭の状況を包括的に把握していく、先ほども述べさせていただきましたが、やはりそれがとても大事だと私は感じています。各部署が連携をして支えていく、いわゆる町長がよくおっしゃる横串ですよ。今はたて線、横線、そういった部分で、各家庭の実情に応じた支援が実施できるように、関連するところが協議をすることがとても大事だと思います。

そういった意味で、現場から知恵も出てくるでしょうし、サポートもできるのではないかと私は考えますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか、お聞きをいたします。答弁を求めます。

○議長（島田 正彦君） 松下福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） お答えさせていただきます。

関連部署の連携ということでございますが、私ども福祉部局におきましては、それぞれ地域

福祉課、子ども家庭課、健康づくり課、長寿福祉課、4課所属しております。その中で毎週1回、課長を寄せて幹部会の報告等もありまして、そんな中、各相談事、困り事、そういった問題について意志統一と言いますか、その辺、相談をかけて、課内の連携を保つということを毎週行っております。

そんな中、例えば生活困窮関係におきましては、地域福祉課が担当するわけなんですけれども、そこにお子様が見えるということであれば、お子様の関係について、子ども家庭課、または健康づくり課、保健師も交えて、それぞれ相談体制をとっているというような状況でございます。

また、教育委員会関係につきましても、学校教育課との連携としまして、発達支援の関係もございまして、その辺も特に連携をとっているということもございますが、まだ全て行き届いておるかと言うと、その辺も全て行き届いていないということもあろうかなと思っております。その辺はしっかりと今後連携するように、福祉部局、また町全体で取り組んでいくような方策を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 川瀬議員。

○11番（川瀬 孝代君） ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

さてもう1点、お尋ねをいたします。

子どもの貧困対策で食品ロスを減らそうと、家庭で余っている食品を困っている人に家庭から寄附をするフードドライブ、これを実施しているところがあります。また、地域の子どもに無料、または低額で食事を提供する「子ども食堂」が現在全国で1,000カ所を超えています。子ども食堂は、地域の子どもたちが集まって食事をすることで、食育に繋がるとも言われています。

ただ、食の安全・安心といった部分を確保することが課題になっています。例えば食中毒などが起きた場合、保険でカバーできる、そのような取り組みを今後考えていかなければならないといったようなことも言われています。この点についてはどのようにお考えでしょうか、答弁を求めます。

○議長（島田 正彦君） 松下福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

子ども食堂につきましては、県の調べによりますと、県内で約26カ所の子ども食堂があるというふうに聞いております。そんな中、北勢管内でいきますと、桑名管内で桑名市に3カ所ございます。残念ながら本町では、まだ子ども食堂というものはございませんが、今現在、社会福祉協議会等が実施している座談会等で提案されております「地域支えあい活動」の中で、自治会を中心に、お子さんと一緒に、貧困にかかわらず気軽に参加する地域カフェというものも催されております。このようなものが町内各地域で広まっていけばいいかなというふうに思っております。

また、フードドライブということにつきましても、現在食品を提供する寄附活動等はNPO

とか、そういった団体があるかというふうに聞いておりますが、現時点、本町においてそのような活動はないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 川瀬議員。

○11番（川瀬 孝代君） わかりました。小さなまちですので、なかなかこういった部分では難しい取り組みかと思いますが、今後いろんな課題が出てくる中で、また考えていただきたいと、そのように思います。

保護者の経済状況にかかわらず、だれもが必要とする教育を受けられるようにしなければなりません。先ほど教育長が述べられてました、そのとおりだと思います。そして生まれ育った環境で、将来が左右されない社会にしていくことが大事であります。

子どもの未来は日本の国を担ってもらう上でとても重要です。どうやって社会全体で育てるのか、東員町の中にも理解を広げていく必要があると思います。

次の質問に移ります。

2点目、引きこもりの社会復帰支援について。

現役世代の不就労者、引きこもりの増加は、地域の活性化を妨げるだけでなく、高齢家庭の負担となっております。厚生労働省では、引きこもりを様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたり、おおむね家庭にとどまり続けている状態と定義をしています。

不登校など、若者特有の現象ととらえがちな引きこもりですが、若者だけの問題ではありません。一旦社会に出てから挫折したことで、引きこもり状態になる人が増えているのです。

平成28年に内閣府の調査では、15歳から39歳の引きこもりの人が、全国で推計54万1,000人に上ることがわかりました。また、引きこもりの長期化や高齢化が顕著になり、引きこもり期間は7年以上が最も多く、35歳から39歳が増えている現状です。年齢が高くなるほど抱える家庭の負担は重くなり、支援が難しくなると言われております。引きこもりの人とその家族がきちんと社会復帰する取り組みが求められているところです。

東員町において引きこもりの現状についてはどのようにお考えでしょうか。また、引きこもりの実態把握はされていますでしょうか。早期発見・早期支援が必要です。相談体制はどのようにされていますか、お聞きをいたします。答弁を求めます。

○議長（島田 正彦君） 松下福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） 引きこもりの社会復帰支援について、お答え申し上げます。

引きこもりの現状については、ここ数年、精神障がい者保健福祉手帳の取得や精神疾患の治療を行う方が増えてきております。引きこもりになる原因は、精神疾患をはじめとした病気だけでなく、例えば成績の低下や家族の不和、受験の失敗や職場不適應などの他、原因やきっかけがわからない方も多く、いつ引き起こるかも不明であります。

本町といたしましても、早期発見・早期支援ができればと考えております。しかし家族等が秘密にしていたりして、事例が表面化しにくい一面もあり、実態把握については、できていな

いのが現状でございます。

相談体制については、地域の精神科医師等の協力により、身近に相談できる機会の提供と、適切な対応ができる受け皿として、「こころの健康相談」を実施しております。

この「こころの健康相談」では、精神疾患の早期発見や早期受診に繋げることはもとより、相談員を地域の医師等をお願いすることで、住民の精神科病院への躊躇、偏見やためらいを軽減し、受診しやすい環境づくりも目指しております。

また、三重県引きこもり地域支援センターの紹介もさせていただいておりますが、精神障がいを受容してみえる方については、障害者総合相談支援センター「そういん」に繋げ、支援を行っているところでございます。

社会復帰に当たっては「働く」という課題も出てきますので、北勢若者就業サポートセンター一等と連携し、就労や定着支援についても取り組んでいるところです。

いずれにいたしましても、引きこもり支援は、役場内の連携だけでは不十分でありますので、民間団体や関係機関等との連携を密にして対応してまいりたいと考えております。

ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（島田 正彦君） 川瀬議員。

○11番（川瀬 孝代君） 福祉部長より答弁をいただきました。

この引きこもり問題というのは大変長期化して難しいという、そのような現状があります。若者が自ら、若者ではなくても、自ら相談所に足を運ぶということは、とても難しいことだと思われています。

自立に向けたきっかけづくりのためには、アウトリーチが必要とも言われています。心を閉ざしていることで直接なかかわりは、とてもリスクが高いと言われております。アウトリーチは援助、技術面も必要ですが、このアウトリーチに対しても大変難しいと、そのような評価がされています。

私は豊中市での「何でも相談窓口」の視察に行つてまいりました。豊中市ではモデル事業もやりながら、国も賞賛する取り組みをしています。豊中市社会福祉協議会では、コミュニティソーシャルワーカーが活躍をしています。コミュニティソーシャルワーカーの仕事は、住み慣れた地域で、その課題を抱えている人を支援し、解決の仕組みを作り出していきます。

本当に困っている人はSOSを出さない、そのようにおっしゃって見えませんでした。出せないから相談を待つのではなく、だれにも相談できない問題を抱え込んでいるから、そういったところに足を運び、住民ボランティアなどの協力を得て、困っている人の発見に努め、寄り添いながら、例えば寄り添うと言っても、こっちから寄り添っていくというのではなくて、最初は支援をさせてもらおうという、そういう考えに立って行動をしている、そのようなことをしながら課題を解決していくということをおっしゃって見えませんでした。大変力が要る、そしてまたある意味、仕組みも作っていかなくちゃならないということで、労力もかなり要るような取り組みでしたが、皆さん生き生きと、その取り組みに頑張つていらつしやいました。

また、家族への支援も大変重要になります。まず大事なことは孤立をさせないこと、ひとり

ぼっちを作らない、そのことを言われておりました。社会福祉協議会は地域福祉を担うところ
です。この社会福祉協議会へのコミュニティソーシャルワーカーの設置については、東員町と
してはどのようにお考えでしょうか、答弁を求めます。

○議長（島田 正彦君） 松下福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

コミュニティソーシャルワーカーと言いますと、豊中市の社会福祉協議会が有名でやってお
られるというふう聞いておりますが、本町への社会福祉協議会の設置はどうかというご質問
でございます。

これは福祉制度間の狭間と言いますか、行政ができること以外と言いますか、その部分にお
いて、社会福祉協議会が最も重要な立場になってこようと思っております。そんな中、個別に
相談相手になっていただくとか、それぞれの対応をしていただくことが非常に大事かというふ
うに思っております。

今後も社会福祉協議会が中心となって、コミュニティソーシャルワーカーの設置に向けて、
連携と言いますか、その辺を作り上げていくということに対して研究してまいりたい、また設
置に向けて、福祉協議会と勉強していきたいなというふう思っておりますので、よろしくお
願いたします。

○議長（島田 正彦君） 川瀬議員。

○11番（川瀬 孝代君） ぜひ前向きに、しっかりと研究をしていただきたいと思いま
す。

もう1点、質問いたします。

引きこもりの場合、精神疾患がある方だけではなく、健康な人もいらっしゃるということ
です。そういった意味で、本来は納税者となり、地域を支える一員となる人です。厚生労働省
ではサポーター派遣事業を進めています。これには予算もついているんですが、このサポーター
事業については、東員町としてはどのようにお考えでしょうか、答弁を求めます。

○議長（島田 正彦君） 松下福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） お答え申し上げます。

厚生労働省のサポーター事業につきましては、長期化・高齢化といった傾向になってきてい
る最近の引きこもり対策で、平成25年度に厚労省から、引きこもりサポーター養成研修派遣
事業等を進めておられるというふう聞いております。

これは外へ出たくないという人のアウトリーチを行うものでございまして、この辺についま
しても引きこもりへの支援、時間・労力と言いますのは、かなりかかるというふう思ってお
りまして、継続的に訪問して、家族との支え合いが必要となるということでございます。この
サポーター養成研修につきましては、県と連携しながら、きめ細やかな相談支援が実施でき
るよう検討していきたいというふう思っております。

以上でございます。

○議長（島田 正彦君） 川瀬議員。

○11番（川瀬 孝代君） わかりました。我が東員町の社会福祉協議会のあり方、これも今後、地域の課題に応じて改革をしていくということが、とても大事ではないかと思えます。もう既に県内では、このコミュニティソーシャルワーカーの部分で設置をして、社協が動いているというところもあります。そういった意味で、このことが特にこれからの地域福祉、そういった部分では問われていく、そういうようなものではないかと思えます。

また、専門的な立場での人材確保も大変重要なんですが、常に町内の情報を集めていく、そういった意味でボランティアなどの、民生委員の方もそうですけど、そういった意味でボランティアなどと協力し合いながら、支え合いのまちづくり、そういうものを作り上げていくことがとても大事だと思います。

これから社協の役割というのは、先ほども部長からも答弁がありましたように、行政との狭間で社協しかできない、そういうものが必ずあると思えます。しっかりと調査、また現状を把握してもらいながら研究をして、そして東員町のそういった地域の福祉の課題に取り組んでいただきたいと、そのように思って期待をしまいたいと思えます。

それでは次の質問に移らせていただきます。

3点目、ヘルプカードについてであります。

ヘルプカードは自閉症のお子さんを育てている親さんから、子どもが一人で社会参加できるようになった時、災害や事故に遭遇しても、周りの人が支援の手を差し伸べてくれるような東京都を作ってほしいという声があり、その手には、お母さんが手作りで作成したヘルプカードがありました。そこには家族の連絡先、自閉症への支援方法が詳細に書かれていました。そのことがきっかけとなって、全国に先がけて、2012年10月から東京都ではヘルプマークを作成し、配布をされています。

このヘルプカードは、外見からは障がいがあることがわかりにくい人、聴覚障がい、知的障がい、難病、内部障がいのある方、義足や人工関節を使用している方などが、周囲に支援や配慮が必要であることを知らせるために使用するものです。障がいのある人が携帯して、必要な支援内容を周囲に伝え、助けを求めたいときに助けをしたい人とを結ぶカードでもあります。

ここにありますヘルプカード（川瀬議員 資料を示す）、これは名刺サイズで、このカードの表面には「ヘルプカード」という文字が書かれています。記入をされ、そして赤い枠の中にハートと白い十字が記載をされています。そしてこのカードですけれども、県から今回配布になったんですが、それと同時に、これを入れるこういうような携帯があります（川瀬議員 資料を示す）。ストラップになってまして、これは県から配布されたものではないのですが、このマークを見ればわかるという、そしてまた支援ができるという、そういったものが今回新たに政策として導入をされています。

そしてこのカードの中に必要な情報を書き込むことになっています。障がいのある方が不自由なこと、苦手なこと、こういったことを支援してくださいと意思表示し、伝えることができます。日常生活だけでなく、特に救急時や災害時の対応に効果を発揮することができます。災害時の避難、パニックや発作の時など、周りのサポートは欠かせません。障がいのある人に

は困り事がうまく伝えられない人もいますので、ヘルプカードは重要な役割を担っていることになります。

このヘルプカードは東京都が標準様式を定めました。このことを契機に、ヘルプマークは支援を必要とされる方のシンボルマークとして昨年全国共通となり、J I S化され、国内規定となりました。

三重県でも先ほど述べさせてもらいましたが、本年2月にヘルプカードが導入され、県機関と市町の福祉関係窓口で配布となりました。東員町にも配布をされております。ヘルプカードへの認識はどのようでしょうか。また、カードの広報・周知はどのようにされるのでしょうか。その点について、お聞きをいたします。答弁を求めます。

○議長（島田 正彦君） 松下福祉部長。

○福祉部長（松下 文丈君） ヘルプカードにつきまして、お答えいたします。

ご質問のヘルプカードは、平成24年10月に東京都で作成・配布が始まり、特に平成25年6月に成立いたしました「障がい者差別解消の推進に関する法律」、いわゆる「障がい者差別解消法」が、平成28年4月に施行されたことから、その取り組みが拡大しているところでございます。

こうした中、三重県におきましても、先月からヘルプカードの配布のガイドラインにより、県内各市町での取り組みが始まったところでございます。

このガイドラインでは、外見から見ては障がいがあるとわからなくても、援助や配慮を必要とする方が周囲の方の支援が得られやすくなり、皆で助け合う社会の実現を目指して、ヘルプカードの普及に取り組むこととされております。

本町でもヘルプカードの配布は、先月21日より、地域福祉課の窓口と笹尾連絡所で開始するとともに、ホームページや広報紙への掲載を行い、啓発に努めているところでございます。

今後につきましては、障がいのある方をはじめ高齢者や難病の方、妊娠初期の方など、ヘルプカードが必要な方へのさらなる周知に加え、多くの方に認識していただけるよう、会議など、機会があるごとに啓発に努めてまいります。

また、次代を担う子どもたちに理解を広めることも大変重要であると認識いたしておりますので、学校においても学習の機会を設けていただくなど、努めていきたいというふうに思っております。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（島田 正彦君） 川瀬議員。

○11番（川瀬 孝代君） 今回はいよいよカードの配布が始まったなということで、私は大変うれしく思っています。以前、このことについても一般質問をさせていただいております。

一人の母親の願ひから、多くの障がい者への支援策が前進することになりました。外出の時にも、このヘルプカードがあることで、安心して外出することもできるのではないかと思います。まずは知ってもらうことが重要です。思いやりの輪が広がることになると思います。助け

合いの意識を高めていくことが、とても大事です。

共生社会は、障がいのある人もない人も尊重し合って生きる社会を目指しています。このヘルプマークですね、先ほどのは二つ折りのカードなんですけど、このマーク（川瀬議員 資料を示す）こういうところへの認識、そしてこれが何なのかという目的、そういうものを町内の中でしっかりと周知をしていただきたいと思います。そして普及に力を入れることがとても大事です。

東員町は今、大きなまちづくりの計画もあります。そういった意味で、町全体の中で、地域や団体などへの啓発活動にしっかりと努めていただきますよう、求めておきたいと思います。

これで本日の一般質問を終わります。